

○北見市雇用創造協議会が実施する合同企業説明会・面接会等への参加に係る
交通費及び宿泊費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北見市内企業等の人材確保とU I Jターン就職の促進を図るため、北見市雇用創造協議会（以下「協議会」という。）が実施する合同企業説明会・面接会又は企業見学会（以下「合同企業説明会・面接会等」という。）に参加する者に対し、予算の範囲内において参加に係る交通費及び宿泊費の助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、合同企業説明会・面接会等に参加する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 協議会が参加する移住フェア等への参加者で、北見市外に住所を有し、北見市内での移住や就労を希望する者。
- (2) 参加に際し、協議会への必要な情報や資料の提供、アンケート調査などに協力できる者。
- (3) 合同企業説明会・面接会では複数のブースを訪問、企業見学会では全行程に参加した者。ただし緊急その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が合同企業説明会・面接会等に参加した際に、居住地と北見市間の往復の移動に要した交通費と宿泊施設の宿泊に要した経費（食事代を除く。）とする。ただし、助成対象者が食事付き宿泊プランを利用した場合は、宿泊翌日の朝食代のみを含めた宿泊に要した経費を助成対象経費とする。

2 前項に規定する宿泊施設の宿泊に要した経費について、助成対象者以外の者が同室に宿泊するなど、領収書等から各々の宿泊に要した経費を区分すること

ができない場合は、合理的な按分率をもって求めた宿泊に要した経費をもって、助成対象経費とすることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の経費は、助成対象経費としない。

- (1) 領収書等で確認ができない経費
- (2) 全号に掲げるもののほか、協議会会長（以下「会長」という。）が適当でないと認める経費

（助成金の額）

第4条 最も経済的な通常の経路及び方法により計算した居住地と北見市間の往復の移動に要した交通費の助成金の額は、助成対象経費相当額とする。ただし、公共交通機関の運賃に対し税込3万円を上限とする。

2 宿泊施設の宿泊に要した経費の助成金の額は、助成対象経費相当額とする。ただし、助成対象者1人当たり1泊税込8,580円、2泊を上限とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成対象者は、参加した合同企業説明会・面接会等が終了した日の翌日から起算して1か月以内又は、当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、合同企業説明会・面接会等への参加に係る交通費及び宿泊費助成金交付申請書（様式1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

- (1) 北見市への移動に要した交通費（往路・復路の両方）の支払いを確認できる領収書
- (2) 航空機を使用した場合は、前号の領収書に加えて、搭乗控（往路・復路の両方）を添えること。
- (3) 宿泊費の支払を確認できる領収書等（第3条第2項の規定により合理的な按分をした場合は、それが分かるものを含む。）
- (4) 免許証の写しなど居住地を確認できる書類
- (5) 振込先口座の金融機関名、本支店名、口座の種別、口座番号及び口座名義人名が確認できる通帳の写し等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

- 2 前項第1号及び第3号の領収書等は、それぞれの経費に要した金額であることが明確に分かるものでなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、助成金の交付の可否を決定する。

- 2 会長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、合同企業説明会・面接会等への参加に係る交通費及び宿泊費助成金交付決定兼助成金交付額確定通知書(様式第2号)を、当該申請をした者に通知するとともに速やかに支払うものとする。

- 3 会長は、第1項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、合同企業説明会・面接会等への参加に係る交通費及び宿泊費助成金交付不承認通知書(様式第3号)により、その旨及び理由を明示し、当該申請をした者に通知する。

(返還)

第7条 会長は、虚偽その他の不正手段により助成金を受給した者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

年 月 日

北見市雇用創造協議会
会長 様

申請者 住 所
氏 名
(氏名は自署又は記名・押印)
電話番号

合同企業説明会・面接会等への参加に係る交通費及び宿泊費助成金交付申請書

北見市雇用創造協議会合同企業説明会・面接会等への参加に係る旅費助成金の交付を受けたいので、以下の誓約・同意事項に同意のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 北見市への移動に要した交通費(往路・復路の両方)の支払いを確認できる領収書
- (2) 航空機を使用した場合は、前号の領収書に加えて、搭乗控(往路・復路の両方)を添えること。
- (3) 宿泊費の支払を確認できる領収書等(要綱第3条第2項の規定により合理的な按分をした場合は、それが分かるものを含む。)
- (4) 免許証の写しなど居住地を確認できる書類
- (5) 振込先口座の金融機関名、本支店名、口座の種別、口座番号及び口座名義人名が確認できる通帳の写し等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

3 振込先口座

金融機関名	銀行・組合・金庫		預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	店			
口座番号	(フリガナ)			
	口座名義			

4 誓約・同意事項

- ・本申請書をはじめ、その他提出書類に記載した事項については、事実と相違ありません。
- ・協議会への必要な情報や資料の提供、アンケート調査などに協力します。
- ・北見市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等ではありません
- ・虚偽その他の不正手段により助成金を受給した場合は、助成金を返還します。